

まちなか商店リニューアル補助金 ～申請から補助金の交付まで～

※受付は土、日、祝日を除く

① 申請（申請者→本庁商工振興課、各支所窓口（※下記参照））

まちなか商店リニューアル助成事業補助金交付申請書に記入し、必要書類を添えて提出してください。

（注：郵送・メール・FAXでの受付はできません。）

※なお、市役所本庁に関しましては、4月1日（水）のみ、市役所1階ロビーにて受付を行います。

受付初日だけ提出先が異なりますので、ご注意ください。

※飲食店の衛生面の向上を支援するため、特別枠を設定します。飲食店の特別枠に関しましては、高崎市保健医療部生活衛生課（電話：027-381-6116）までお問い合わせください。

② 交付決定（本庁商工振興課→申請者） 交付決定後の増額は認められません。

申請書類の審査完了後、補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知します。

必要に応じて現地調査を行います。

③ 改装等の着工・備品の購入

※ 補助金の交付決定を受けてから着工（購入）してください。

交付決定前に着工した工事、また購入した備品は交付対象になりません。

④ 変更申請（申請者→本庁商工振興課）

変更が生じる場合は事前に変更申請書の提出が必要です。変更手続きをしていない場合は、補助金の交付ができなくなる場合があります。

⑤ 実績報告（申請者→本庁商工振興課）※リニューアル完了から30日以内

工事完了後、施工業者への代金の支払いが済みましたら、まちなか商店リニューアル助成事業補助金実績報告書に記入し、必要書類を添えて提出してください。（注：郵送・メール・FAX及び各支所窓口での受け付けはできません。）

⑥ 補助金交付

報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査を行った後、指定の口座に補助金を振り込みます。

☆問い合わせ先（平日8時30分～17時15分）☆

□ 本庁

〒370-8501 高崎市高松町35番地1  
高崎市役所商工振興課商業振興担当（高崎市役所13階）  
直通：027-321-1256  
E-mail：[shoukou@city.takasaki.gunma.jp](mailto:shoukou@city.takasaki.gunma.jp)

□ 各支所（※申請の受け付けのみとなります。）

・倉渚支所地域振興課（027-378-4522） ・箕郷支所産業課（027-371-9065）  
・群馬支所産業課（027-373-2447） ・新町支所地域振興課（0274-42-1235）  
・榛名支所産業観光課（027-374-6712） ・吉井支所産業課（027-387-3134）

※飲食店の特別枠に関しては、保健医療部生活衛生課食品衛生担当（027-381-6116）まで

高崎市まちなか商店リニューアル助成事業補助金の概要

高崎市は、商業の活性化を目的に、商売を営んでいる人、又は営もうとする人が、「店舗等の改装」や「店舗等で専ら使用する備品の購入」を行うことに対し、その費用の2分の1を補助します。

項目	内容
対象者	<p>●高崎市に住民登録がある個人や高崎市に法人開設届けを提出している法人で次のいずれかに該当する人（賃貸契約締結済みで、これから営業を開始しようとしている人を含む）</p> <p>① 店舗等を自ら営業している人。 ② 店舗等を借りて営業している人。 ③ 店舗等を所有している人。 ④ チェーン店・フランチャイズ店を営業している人（市内に本店がある場合に限る）。 ⑤ フランチャイズ店を営業している人（自己資金で改装を実施する場合に限る）。</p> <p>●高崎市に住民登録がある個人や高崎市に法人開設届けを提出している法人で次のすべてに該当する人</p> <p>① 高崎市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に該当していない人。 ② 食品衛生法や建築基準法等、関係法令に違反していない人。 ③ 市税の滞納がない人。</p>
対象業種	<p>●小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業等）などを営む来客型の店舗となります。</p> <p>ただし、次の場合は対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計が1,000㎡を超える店舗（※原則、大規模小売店舗内に所在する店舗は対象外となります）</li> <li>・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」）第2条第1項第1号から第5号のうち同法第3条第1項の許可を受けていない店舗</li> <li>・風営法第2条第1項第1号から第5号の営業のうち、床面積の合計が100㎡を超える店舗</li> <li>・風営法第2条第5項に掲げる「性風俗関連特殊営業」を営む店舗</li> </ul>
対象工事等	市内の施工業者及び販売業者（※1）を利用し、店舗等を改善するための改装や、店舗等でもっぱら使用する備品の購入を対象とします。（別表参照）
補助金額	<p>工事：20万円以上（税抜き）で、2分の1を補助します。</p> <p>備品購入：購入金額の合計が10万円以上（税抜き）で、2分の1を補助します。（備品とは1品1万円以上のものをいいます。）</p> <p>※新型コロナウイルス対策の備品購入は1品1万円以下（合計10万円未満）でも対象とする。</p>
補助限度額	1店舗当たりの補助金は、上限が100万円で、2回まで。ただし、一年度当たり申請できるのは1回限りとします。
その他	<p>工事・備品の購入は、交付決定を受けてから行ってください。</p> <p>他の補助制度の交付を受けた場合は、交付の対象となりません。</p> <p>必要に応じて現地調査を行います。</p>

※1）市内に住所を有し、対象の工事や備品の販売を営む事業者です。（見積書及び領収証を市内の住所表記で発行できること。）

別表

対象	工事の例
<p>工事 (市内業者による 施工であること)</p>	<p>【対象となる工事】(店舗部分に限る。ただし、店舗併用住宅の一体的な工事の場合や、一部事務所スペース等が含まれる店舗全体の一体的な工事の場合、床面積の割合等で審査)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 屋根の修復(張替え・防水など)</li> <li>② 床材・内壁・天井の張替え、内装の塗装など</li> <li>③ 襖・障子・網戸・畳の張替え</li> <li>④ 床・壁・窓・天井などの断熱に関するもの</li> <li>⑤ 外壁の塗り直し</li> <li>⑥ 扉の交換</li> <li>⑦ 窓ガラス・サッシの交換</li> <li>⑧ ドアの電動化</li> <li>⑨ 店舗間仕切りの変更</li> <li>⑩ 看板・オーニング(日よけ)の修復や設置</li> <li>⑪ 床・内壁・天井のクロス張替えや塗り替え</li> <li>⑫ 厨房の改修</li> <li>⑬ 給排水・衛生(換気を含む)設備に関するもの</li> <li>⑭ 給湯設備に関するもの</li> <li>⑮ 電気・ガスに関するもの</li> <li>⑯ エアコンの設置、その他空調に関するもの</li> <li>⑰ 客用の洗面・トイレの改修や水周りに関するもの</li> <li>⑱ (理・美容業)の客用椅子の取替え</li> <li>⑲ 店内抗菌塗装等(抗菌効果が客観的に認められ、また、一定期間以上の効果が持続する製品を用いること)</li> </ol> <p style="text-align: right;">など</p> <p>【対象とならない工事】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 車庫・物置き・倉庫等の設置</li> <li>② 事務所・工場などの改修・改築など</li> <li>③ 門扉・ブロック塀の設置や駐車場など</li> <li>④ 植樹・剪定などの植栽に関するもの</li> <li>⑤ 太陽光発電設備等、再生可能エネルギーの設備に関するもの</li> <li>⑥ 外構工事及び屋外設備の設置</li> <li>⑦ 防犯用のカメラ及びライトの設置</li> <li>⑧ 清掃、シロアリの駆除、その他防虫の薬剤散布・消臭・塗布など</li> <li>⑨ 浄化槽の設置・修繕</li> <li>⑩ 工事費が高価と認められるもの</li> <li>⑪ 店舗等で必要であると認められないもの</li> </ol> <p style="text-align: right;">など</p>

対象	備品の例
<p>備品 (市内業者から購入すること)</p>	<p>【対象となる備品】(税抜き1品1万円以上のもの)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 椅子、テーブル</li> <li>② カーテン、ブラインド</li> <li>③ 商品陳列棚(ショーケース)</li> <li>④ 業務用冷蔵庫・冷凍庫</li> <li>⑤ その他店舗等の改装等に伴い必要となる家具や電化製品 など</li> <li>⑥ コロナウイルス感染症対策にかかる備品 ※1品1万円以下(合計10万円以下)でも対象とします(例:アクリルパーテーション、消毒液スタンド等)。</li> </ol> <p>【対象とならない備品】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 消火器などの消防用品や各種防災用品</li> <li>② 店舗等で必要であると認められないもの</li> <li>③ 消耗品(食器類や消毒液、マスク、フェイスガード等)</li> <li>④ 事務用品(コピー機、パソコン、FAX、ソフトウェア、スマートフォン、タブレット等)</li> <li>⑤ 家庭用電気機械器具(家電)</li> <li>⑥ 購入価格が高価と認められるもの</li> <li>⑦ 医療機器</li> <li>⑧ 店舗等で必要であると認められないもの など</li> </ol> <p>※自らの店舗で商品となり得るものは、対象とならない場合がございます。</p>

申請に必要な書類等

- ・高崎市まちなか商店リニューアル助成事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ・高崎市まちなか商店リニューアル助成事業補助金交付申請にかかる誓約書(様式第2号)
- ・賃貸借契約書の写しや店舗所有者の同意書(店舗等の建物所有者が申請者以外の場合)
- ・飲食営業許可証の写しや風俗営業許可証の写し等(新規出店者は実績報告時に提出)
- ・工事費や備品購入費の見積書(数量、単価、型番等が記載されたもの)
- ・平面図(面積等が記載され、店舗内の状況が把握できるもの)
- ・位置図(住宅地図など)
- ・工事、備品設置予定箇所すべてのカラー写真(工事前の写真が不足している場合は、補助金を交付できません)  
営業の状況が分かる外観・内観のカラー写真
- ・食品衛生責任者受講証明書の写し(飲食店衛生向上リニューアルの場合)

実績報告に必要な書類等

- ・高崎市まちなか商店リニューアル助成事業補助金実績報告書(様式第6号)
- ・高崎市まちなか商店リニューアル助成事業補助金請求書(様式第7号)
- ・領収証(工事や備品購入にかかる領収証の写し)
- ・請求明細書(申請時の見積書と比較できる数量、単価、型番等が記載された内訳書)
- ・工事・備品設置箇所すべてのカラー写真、新規の場合はオープンしたことが確認できるもの
- ・通帳の写し(金融機関名、支店名、振込み先の口座番号、口座名義が記載されたもの)

※業者が発行する書類(見積書、請求内訳書、領収書等)には、業者の印が必要となります。  
※詳細は、商工振興課にお問い合わせください。